

49

2019/2

動物法ニュース

(旧・日本セラピードッグネットワーク)

2019.2.22 動物愛護法改正・院内交流会

第4次動物愛護管理法改正

資料：THEペット法塾の得た主要な判決など

編集 THE ペット法塾
発行 動物法ニュース発行会議(旧・日本セラピードッグネットワーク)

2019.2.22

動物法ニュース49 第4次動物愛護管理法改正(2019.2.22 動物愛護法改正・院内交流会)



私も応援しています。

ふじのまきこ
藤野真紀子
料理研究家、エッセイスト、
元衆議院議員

▶ 2017年8月21日兵庫県宝塚市で県動物愛護センター(尼崎市)が捕獲した収容時の写真(ビーグル犬の雑種)。同センターHP迷犬情報に同27日まで掲載。里親募集はせず、同9月8日に加東市殺処分場で殺処分。この犬は性格審査1～3次、その他の譲渡適正にも合格していた。フィラリア抗原陽性(血中マイクロフィラリア陰性)薬治療可能、同様の犬も譲渡されていた。



THEペット法塾

連絡先：植田勝博法律事務所
ホームページ：http://thepetlaw.web.fc2.com/
ツイッター：@THEPET19970418

動物法ニュース第49号 2019年2月22日発行

発行者 動物法ニュース発行会議
〒530-0047 大阪府北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階
植田法律事務所 弁護士 植田勝博
TEL.06(6362)8177 FAX.06(6362)8178

発行人 植田勝博 編集委員 THEペット法塾会員

会費(50～53号)：3,000円

振込口座 ゆうちょ銀行番号：00900-0-265179

口座名：日本セラピードッグネットワーク

ご入金ご希望の方は「住所・氏名・職業(所属)・電話番号を事務局までFAX送信してください。

頒価 1,000円(税込、送料別)

資料 「野良猫餌やり禁止」の誤りを正すテキスト

THEペット法塾 (2018年11月23日)

- 1 餌やり禁止の法理はない。
- 2 餌やり妨害は不法行為、犯罪。損害賠償義務 (京都地裁H29.3.23判決)。
- 3 所有の有無に拘わらず猫の虐待 (給餌、給水をしない等) は動愛法44条犯罪。
- 4 「地域の同意」はありえない。「餌やりが原因」とする誤解。
行政は「野良猫をめぐる地域住民のトラブルをなくす」。行政が迷惑と苦情を言う人、自治会長などへ声掛け。ボランティアも必要に応じて同行。官民一体で行う。
- 5 「餌やりボランティア」は、行政、地域、ボランティアの3者一体の地域猫活動の重要な協力者 (自から野良猫をなくすための費用負担をしてTNRMの公益活動をする実践者) → 「餌やり禁止」では重要な人材を失い成功しない。
* 「餌やり禁止では地域猫対策は進まない」「行政と地域住民、ボランティアがともに活動をする」(高木優治、元新宿区職員)
- 6 行政が住民任せにすることは誤り。誤解や住民のいがみ合いが継続する。
* 「行政は現場のボランティア (ボラ) 任せにしない」「ボラを行政や住民の便利屋にしては失敗」「行政は、クレームの住民、地域住民、ボラの現場がうまく回るための口利き」(石森信雄練馬区職員)
- 7 官民一体 (行政、地域、ボランティア) で初めて成功をする。
- 8 成果を行政広報で住民に積極的に広報する。
住民の納得、協力。苦情、争いがなくなる。
* 「広報をしないと住民同士の断絶の継続」「猫の被害を減らす活動です→クレーム住民、地域住民の信頼関係の形成」(石森信雄練馬区職員)
- 9 野良猫の避妊去勢を一気且つ一挙にする。野良猫は以降増えない。
費用の行政、他公的負担。個人負担は限界。問題が継続する。行政、地域環境問題として補助。
- 10 地域猫TNRM (避妊去勢と餌やり管理) は、行政の猫殺処分をなくす。
- 11 成果。
・練馬区人口72万人、子猫の引取数H21、85匹→H27、11匹
・新宿区苦情件数犬猫合計H21、226件→H28、127件、引取数犬猫合計H21、83匹→H28、28匹 (猫16、犬12匹)
・神戸市「野良猫の取組」、当初予算1000匹TNR予定、市の追加予算、寄付金で1000匹以上追加、殺処分数H21、2492匹→H29、351匹。
・奈良市「殺処分ゼロへの取組」市長の施策方針。引取数の減少
マスコミ報道と市民の理解。避妊補助金 (市で一部手術)。土日、保健所へ市民の見学、行政の譲渡会。ペットショップ犬猫パートナーシップ店
犬猫合計、H25、引取数 (負傷含む) 475頭、返還67、譲渡12、殺処分367
→H29、引取数196匹、返還17、譲渡109、殺処分183
- 12 遺失物法違反の殺処分。所有者への損害賠償義務と犯罪。
- 13 狂犬病予防法の適用の違法。

本号の発行費の一部については、松橋博三氏から寄付金を受けました。

殺処分ゼロの法改正を実現しましょう！ 2019年動物愛護法改正

私たちが実現を目指すものは！

- 1) 行政の殺処分ゼロを実現しましょう！
- 2) 野良猫殺処分ゼロのために官民一体のTNRを実現しましょう！
- 3) 行政の引取動物の譲渡義務と、行政シェルター設置を実現しましょう！
- 4) 繁殖業の許可制を実現しましょう！
- 5) 8週齢未満の犬猫販売の禁止、マイクロチップを実現しましょう！
- 6) 遺棄、虐待、みだりな殺傷の重罰化、警察取締りを実現しましょう！
- 7) 実験動物の取扱業者の登録制を実現しましょう！
- 8) 産業動物の取扱業者の登録制を実現しましょう！
- 9) 野生動物、海洋動物の保護を動愛法で規定しましょう！

私達は、平成24年(2012年)1月に、「殺す行政から生かす行政へ」(原則引取禁止)を掲げて衆議院会館大会議室一杯の参加者が集まり法改正を求めました。

平成24年に、①犬猫の引取規制(法律35条1項、例外引取禁止)、②所有者探し、動物の譲渡募集努力義務など(同35条4項)の法改正、③付帯決議で、A)殺処分ゼロに最大限尽力をする、B)ネット利用による所有者探し、譲渡募集をする、C)殺処分を目的とする野良猫の引取禁止、TNRにより猫の殺処分ゼロを目指す、D)動物保護施設(シェルター)への支援など上記の改正目標が決議されました。

しかし、一部行政は、引取規制をせず、引取当日に犬猫の60%~0%を即日殺処分し、遺失物法の公示もなく所有者の権利を奪い、原因の動物遺棄は野放しです。野良猫殺処分ゼロを目的とする官民一体のTNRM(TNRと餌やり)は大きな成果が報告される中で、行政は「餌やり禁止」し、TNR妨害しています。努力規定や付帯決議では不十分です。今こそ、法改正が必要です。